

三豊市立小学校の警報発表時の対応マニュアル

【給食の対応】

- 1 午前6時以前に警報が発表されていた場合
 - (1) 午前6時の時点でも警報が継続している場合は、給食を中止する。
 - (2) 午前6時の時点で警報が解除されている場合は、給食を実施する。
- 2 午前6時以前に警報が発表されていない場合
 - (1) 午前6時から8時の間に警報が発表された場合は、給食を中止する。
(午前6時以降に警報が発表され、午前8時まで解除になった場合も中止とする)
 - (2) 警報が発表されていない場合でも、今後、発表される可能性が高く、午前8時まで「自宅待機」の決定がなされた場合は、給食を中止する。
 - (3) 午前8時以降（児童が登校後）に警報が発表された場合は、給食を実施する。

*この給食の対応を踏まえて、以下の対応となる。

- 1 発表されていた警報が午前6時までに解除された場合、安全に気を付け、通常通りに登校する。 *給食あり
- 2 午前6時の時点で、三豊市あるいは三豊市を含む地域（西讃等）に警報が出ている場合は、以下の対応とする。
 - (1) 全町共通対応の警報

大雨・洪水・暴風・大雪警報、Jアラートのうち、いずれか1つでも出た場合は、自宅待機とする。
 - (2) 各町によって対応がちがう警報

高潮・波浪警報のうち いずれかが単独で発表された場合
 ○山本町、豊中町、高瀬町、財田町 →通常通り登校。 *給食あり
 ○詫間町、仁尾町 →自宅待機。
 ○三野町 →高潮警報の時は自宅待機。波浪警報の時は通常通り登校。 *給食あり
- 3 午前6時の時点で出ている警報が、午前8時までに解除された場合は、午前9時をめぐりに（集団）登校する。給食なしの午前中授業とする。
- 4 登校後の8時以降に警報が発表された場合は、給食の準備が可能のため、昼食をとらせて午後も学校で待機させるか、給食をとらずに下校させるかは、その時の状況により校長が判断・決定し、委員会へも報告する。
- 5 午前8時の時点で警報が継続している場合（自宅待機）は、臨時休業とする。外出は避け、家庭学習や読書等、家庭で安全に過ごす。